



令和3年8月25日

非農家等に対する農地利用規制の緩和について

農地の権利を取得するには農地法による規制があります。

この度、非農家等の皆さんが農地を利用しやすくし、増加する遊休農地の解消や発生防止を図るとともに、空き家に付随した農地の権利取得により、移住促進や空き家の解消に繋げるため、規制を緩和します。

1 概要

第八次総合計画において「非農家等に対する農地利用規制等の緩和」を重点事業に掲げ、耕作条件が不利な農地や人口減少、少子高齢化に伴う農業者の減少により増加している遊休農地等について、農家および非農家が利用しやすい取り組みを進めるため市農業委員会での協議を重ねてきました。

耕作を目的とする農地の権利取得には、農地法第3条に基づく許可が必要です。この許可要件の1つとして下限面積要件があり、農地取得後の経営面積が、原則として都府県では5,000㎡以上が必要です。この下限面積の基準には、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段面積を定めることができる農地法施行規則第17条の特例があります。

市農業委員会では、現在、各地域（旧市町村単位の10地域）の実情に応じて、農地法施行規則第17条第1項を適用した別段面積を設定しております。

今回は、農地法施行規則第17条第2項を適用した新たな別段面積の基準を設け、耕作条件の不利な農地について、非農家などが農地を権利取得できるよう促進していきます。

また、空き家に付随する農地が権利取得できることで、移住促進や空き家の解消にも繋がることが期待されます。

2 運用開始

令和3年9月1日（予定）

問 合 先	
担当課	農政部 農務課
課長	水橋 靖
係名	農委・農地係
係長	舩坂康博 担当 川田健磨
連絡先	電話（直通 0577-35-3141） （内線 2227）

◆ 非農家等に対する農地利用規制等の具体的な緩和措置(案) 農地法施行規則第 17 条第 2 項

参 考

(1) 耕作条件不利な農地の権利取得

1. 対象区域 : 市内全域
2. 対象者 : 農地法施行規則第 17 条第 1 項に定める別段面積に達しない者(個人及び法人)
3. 対象とする権利 : 貸借権
4. 予定別段面積 : 1 m²
5. 要件
 - ①申請時点の土地所有者(相続人等)からの申請であること
 - ②担い手等が利用できない農地であること
 - ③以下のいずれかの要件を満たす農地であること
 - 区画が狭小(10a 未満) 不整形 ○住宅地に点在
 - 大型機械が進入できない ○水利の確保ができない
 - 山裾等の農地
 - ④権利取得(設定)後、3 年以上は耕作を行うこと
 - ⑤地域住民との協調及び連携を図り、周辺農地等の利用に影響を与えないこと
(農業用施設の維持管理作業等、共同利用に関する取り決めに遵守すること)
 - ⑥申請時において、担当区域の農業委員及び農地利用最適化推進委員が認めるもの
 - ⑦農業委員会に諮り認められる農地であること(1 筆ごとの審査)

※主な要件が実施されない場合等は貸借権を解除し、貸人に農地を返還させる場合があること

※耕作条件不利な農地のうち、空き家等に付属する農地については
(2) 空き家等に付属する農地の権利取得にて対応する。

〈参考：別段面積の現状〉農地法施行規則第 17 条第 1 項

高山、丹生川、国府地域	5,000 m ²
清見地域	4,000 m ²
荘川、一之宮、久々野、朝日、上宝・奥飛驒温泉郷地域	3,000 m ²
高根地域	2,000 m ²

(2) 空き家等に付属する農地の権利取得

1. 対象区域 : 市内全域
2. 対象者 : 農地法施行規則第 17 条第 1 項に定める別段面積に達しない者(所有権を取得する場合は個人に限定)
3. 対象とする権利 : 貸借権、所有権
4. 予定別段面積 : 1 m²
5. 要件
 - ①申請時点の土地所有者(相続人等)からの申請であること
 - ②担い手等が利用できない農地であること
 - ③空き家等に付属する農地で、空き家等の所有権を取得(予定)し、かつ居住していること又は居住見込みであること
※移住者(I, J ターン)に限定しない
※空き家バンク登録有無に限定しない
 - ④権利取得(設定)後、3 年以上は耕作を行うこと
 - ⑤地域住民との協調及び連携を図り、周辺農地等の利用に影響を与えないこと
(農業用施設の維持管理作業等、共同利用に関する取り決めに遵守すること)
 - ⑥申請時において、担当区域の農業委員及び農地利用最適化推進委員が認めるもの
 - ⑦農業委員会に諮り認められる農地であること(1 筆ごとの審査)

※「空き家等」とは

- ①現在空き家となっているもの
 - ②今後空き家となることが確実なもの
(例) 来月引っ越し予定のため、空き家となる場合など
 - ③以前に空き家であったが、現在解消されているもの
(例) 以前に空き家を購入して居住している場合など
- ①②③のいずれかに該当し、かつ居住しているもの又は居住することが確実なものをいう